

薩摩川内市立幼稚園保育料等に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 24 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第29号

薩摩川内市立幼稚園保育料等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、薩摩川内市立幼稚園の保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(保育料等の納付義務者)

第2条 保育料等の納付義務者は、薩摩川内市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に通園する園児の保護者とする。

(保育料等の額)

第3条 保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準（園児が受けた教育が法第28条第1項第3号の特別利用教育であるときは、同条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準）により算定した費用の額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）とする。

2 前項の規定による保育料のうち保護者が負担する額（法第27条第3項第2号又は法第28条第2項第1号若しくは第3号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。）は、零とする。

3 一時預かり事業（幼稚園に通園する園児に対し、当該幼稚園において教育課程に係る教育時間以外に行う教育活動をいう。以下同じ。）の利用に係る預かり保育料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 月を単位として利用する場合

- | | |
|--------------------|---------------|
| ア 開園日の午前7時から午前9時まで | 1人につき月額2,000円 |
| イ 開園日の午後2時から午後6時まで | 1人につき月額4,000円 |
| ウ 休園日の午前7時から午前9時まで | 1人につき月額2,000円 |
| エ 休園日の午前9時から午後6時まで | 1人につき月額4,000円 |

(2) 日を単位として利用する場合

- | | |
|--------------------|-------------|
| ア 開園日の午前7時から午前9時まで | 1人につき日額200円 |
| イ 開園日の午後2時から午後6時まで | 1人につき日額400円 |
| ウ 休園日の午前7時から午前9時まで | 1人につき日額200円 |

エ 休園日の午前 9 時から午後 6 時まで 1 人につき日額 400 円

4 前項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定 2 号の区分に該当する園児

(法第 30 条の 4 第 2 号に該当し、法第 30 条の 5 第 1 項の認定を受けた園児をいう。) に係る預かり保育料は、零とする。

5 既納の預かり保育料は還付しない。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

(預かり保育料の徴収期限)

第 4 条 預かり保育料の徴収期限は、利用する日の属する月の翌々月末とする。

ただし、その日が金融機関の休業日であるときは、その日の直後の金融機関の営業日とする。

(預かり保育料の減免)

第 5 条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、預かり保育料を減額し、又は免除することができる。

(預かり保育料の滞納に対する措置)

第 6 条 教育委員会は、預かり保育を受ける園児の保護者が預かり保育料を滞納し、督促に応じないときは、当該園児の預かり保育を停止することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。